

たわらもと協働プロジェクト事業プロデュース業務における質疑回答書

平成30年7月18日

質問番号	実施要領・仕様書該当頁等	質疑箇所	内 容	回 答
1	仕様書P1	5. 委託業務の内容(1)イ 本プロジェクトの認定に関する助言	本プロジェクトの認定に関する助言について、認定件数2件程度とは協働する各団体の件数でしょうか。	認定に係る事業の件数です。2団体が協働して1つの事業化を目指す→1団体
2	”	”	「たわらもと協働プロジェクト」の認定件数2件程度を目標とあるが、それ以上の候補が上がってきた場合は、どのような方法で選定されることとなるのでしょうか？	目標を2件としていますが、現時点では上限は定めていませんので2件以上も認定可能と考えています。ただし、財政的支援の件数については、予算額に達するまでを上限とします。
3	”	5. 委託業務の内容(2)イ 審査委員会への推薦	審査委員会への推薦とは専門家の推薦でしょうか。または、協働団体の中から審査委員会への推薦を行うのでしょうか。	この事項の推薦とは、協働団体のプロジェクト計画を審査委員会に対して推薦を行うことです。
4	”	5. 委託業務の内容(3)ア 専門家派遣	当団体内に専門家がいる場合外部の専門家をゲストとせず、当団体内から派遣してもよろしいでしょうか。	はい。内部、外部は問いません。
5	”	5. 委託業務の内容(3)エ 財政的支援	協働パートナーの計画実行に対する支援として、財政的支援を町が行うに際し、協働対象における補助金申請交付申請を提出できる団体を支援構築しなければならないでよろしいでしょうか。	はい、そのとおりです。
6	”	”	財政的支援を1件程度の補助金交付申請とあるが、それ以上の申請、または申請意向があった場合は、どのような対応となるのでしょうか？	2件以上の申請につきましても、交付申請に対する審査を予定しています。予算の上限に達し次第、受付は終了となります。